

日本獣医生命科学大学教職委員会要綱

(目的)

第1条 日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）における教職課程の円滑な運営と教育実習にかかわる学生指導を目的として、本学に教職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 獣医学科から選出された委員 2名
- (2) 獣医保健看護学科から選出された委員 2名
- (3) 動物科学科から選出された委員 2名
- (4) 食品科学科から選出された委員 1名
- (5) 教職課程科目担当教員若干名
- (6) 学長が指名する教職員若干名

2 学長は、随時出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は学長が指名する。

3 副委員長は委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は次の事項を審議する。

- (1) 教職課程における教育内容並びに教育方法等の改善に関すること。
- (2) 教育実習の実施及び教育職員免許状取得に関すること。

(委員会の開催)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局事務部教務課が担当する。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、合同教授会の議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。